

保護者 様

川崎市立西生田小学校  
校 長 樋口 彰

地震発生時・大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う対応について  
(お知らせ)

■ 震発生時

1 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

2 児童生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。

■ 大規模な風水害による緊急避難場所開設

1 臨時休業について

（1）大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル 4 の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。

・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。

（2）避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。

※自然災害はじめ臨時休業に関係する場合はメール配信します。